

令和 6 年度

第 8 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 11 月 5 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（11 月 29 日公告）の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦		○

事務局長	ただ今より、令和6年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、8番寺西委員、9番森兼委員から遅参、18番前田委員、22番青才委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。(9番森兼委員は欠席となりました。) それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は20名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 14番田邊委員さん、15番瀬尾委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	・議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」 事前配布資料において、公告日を「10月29日」としておりましたが、「11月29日」の誤りでした。当日配布資料にて修正しております。 以上、訂正しております。
議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号50から51の2件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
議長	受付番号51について担当の金本委員さん、何か情報があれば教えてください。

16 番金本委員	申請地周辺は山のふもとで景観が良く、住むのに最適であるため移住して農業法人に入って農業をしていきたいという経緯を聞いています。申請者が庄原市に移住し農業を始められる際には推進委員の方と協力して支援していきたいと思います。
議長	ありがとうございます。ほかにございますか。
3 番木村委員	受付番号 51 の営農計画書について、販売見込額（年額）は内容的に達成することが難しいように感じますが、算出方法については詳しく聞いているのでしょうか。
事務局員 （東城出張所）	算出方法については受付時には詳しくは聞いておりません。申請書類は行政書士の方が委任を受けて作成されているため、算出は現実的な数字で行われていると思われますが、次回から受付の際に算出方法について確認するようにいたします。
議長	ほかにございますか。 （なしとの声）
議長	それでは採決に移ります。 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 50 と 51 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長	それでは受付番号 50 と 51 の 2 件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 （本庁）	農業経営基盤強化促進法 附則 第 5 条第 1 項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和 6 年 10 月期の申出分については、「令和 6 年 11 月 29 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

事務局員 (本庁)	今回、利用権設定（一般分）が 8 件 29,593 m²、利用権設定（農地中間管理事業分）が 2 件 4,480 m²となっています。 農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、東城町の農地を ○○さまへ 4,480 m²となっております。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。 説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 （なしとの声）
議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、機構法）第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画原案について、本市農業振興課から意見を求められています。 農用地利用集積等促進計画については、令和 5 年 4 月 1 日施行の農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律の改正法により、地域計画が策定された地域において、その計画の実施を促進するのが本来の流れとされていますが、庄原市では現在、地域計画を作成中であります。

事務局員 (本庁)	この取扱いとしましては、令和6年度中の経過措置として、地域計画が未策定である地域でも、中間管理機構が中間管理権を保有している土地で、県等が実施する圃場整備事業等による転貸または借受者の付け替えによる転貸が見込まれるとき、機構が農用地利用促進計画の原案を作成し、市町に確認を求めることの運用が定められております。 今回の原案は共有者不明農地の賃貸借を行う内容で、こちらも地域計画が策定された地域において計画の実施を促進するのが本来の流れですが、機構が定めた共有者不明農地の事務の取り扱い規定において、共有持分を有する者及び地域農業を担う者に位置付けられることが確実な者の間で当該共有者不明農地の貸付・借受が行われることが確実な場合は令和6年度中の経過措置と同様に事務を進めると定められているため、市は、この原案の確認を行うにあたり、農業委員会へ意見聴取を行うものです。 今回、促進計画案が作成された経緯は、登記上の所有者がすでに亡くなっており、その後の所有者が不明の状態の農地について借受人の●●から利用希望があったことが始まりでした。 農地の共有者の一人に今回の貸付人である〇〇様がいらっしゃったため、共有者不明農地の取り扱いに基づき、農地利用集積促進計画で利用権設定をすることとなりましたが、利用権を設定するには、土地の共有持分を有する者の2分の1を超える同意が必要なため、機構法第22条の2の規定に基づき、中間管理機構から農業委員会へ「持分共有者」の探索を要請されました。 事務局では、戸籍や附票を公用請求で取り寄せて共有者を探索し、亡くなった所有者との相続関係を確認・整理しました。令和6年8月27日に共有持分を有すると思われる方全てを対象に、促進計画案の同意について文書にて照会しました。 令和6年9月17日付で共有持分の2分の1を超える共有者から促進計画案について同意を得られたため、事務局から中間管理機構に探索結果を報告しました。そして同意報告をもとに農地利用集積等促進計画案が作成され、意見聴取に至ったということです。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の回答後、広島県知事が認可し、公告されます。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。

	(なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案された原案に「異議なし」の旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手多数、決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 受付番号 10 から 12 について、事務局から説明を求めます。
	(説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 10 位置等：説明資料の 3, 4 ページに記載 転用事由： 駐車場 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 受付番号 11 位置等：説明資料の 3, 5 ページに記載 転用事由： 自宅への進入路（既に進入路として使用されており、分筆をして追認を求める申請） 資金計画： 特になし（追認を求める申請のため） 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済

事務局員 (本庁)	受付番号 12 位置等：説明資料の 3, 6 ページに記載 転用事由： 墓地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 10 から 12 の 3 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。「農地法第 4 条の規定による許可申請」受付番号 10 から 12 の 3 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 受付番号 28 から 32 について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 28 位置等：説明資料の 3, 7 ページに記載 転用事由： 宅地 資金計画： 自己資金と借入資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 受付番号 29 位置等：説明資料の 3, 8 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 受付番号 30 位置等：説明資料の 3, 16 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 受付番号 31 位置等：説明資料の 3, 18 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済
----------------------	--

事務局員 (東城出張所)	受付番号 32 位置等：説明資料の 20, 21 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
8 番寺西委員	受付番号 31 について、位置図を見ると申請地の周辺が山林となっており、日光の照射時間が短くなってしまう可能性があると思いますが大丈夫でしょうか。
事務局員 (本庁)	日照時間については業者が申請の際に検討されて適切と判断されていると思いますので、詳細な確認まではしておりません。現地は周辺に雑木は生えている状態ではありました。
1 番原田委員	現地には雑木と竹林が少しあったように思いますが、日当たりについては大きな影響は無いように思いました。
議長	ほかにごございませんか。
21 番天根委員	受付番号 29 について、2つの土地のうち1つの地目が「原野（畑）」と記載されていますが、これにはどういう意図があるのでしょうか。
事務局員 (本庁)	2つのうち1つの地目が「原野（畑）」としている理由につきましては、登記上は原野としていますが、現地確認の際、隣地の畑と同様な状態であったため、現況を畑と判断しました。また、農地の転用申請は現況主義であり、登記上は原野であっても現況が畑と判断できるものについては許可申請をしていただくことになるため、「原野（畑）」という地目記載で申請いただきました。
議長	ほかにごございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 28 から 32 の 5 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 28 から 32 の 5 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案題 6 号「非農地証明申請について」を上程します。 受付番号 42 から 45 について事務局からの提案説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 42 位置等：説明資料 3, 33 ページに記載 潰廃事由：20 年以上耕作しておらず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：笹等の雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 43 位置等：説明資料 20, 34 ページに記載 潰廃事由：申請地の周辺が山林で囲まれて農機具等が入りにくく、管理者の住居から申請地に入って管理することが難しい状態であり、昭和 38 年ごろから山林化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：雑木が生い茂り山林となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (東城出張所)	受付番号 44 位置等：説明資料 20, 35 ページに記載 潰廃事由：平成 6 年頃から耕作しておらず、申請者が相続登記をした時点で原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (口和出張所)	受付番号 45 位置等：説明資料 36, 37 ページに記載 潰廃事由：昭和 50 年頃に隣接地に住宅を建設し、当該農地を庭敷地として利用しているが、農地法上の許可を得ていなかったため、このたび地目変更登記をする。(許可を得ていなかったことについての顛末書も提出済) 現地確認：住宅の庭敷地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
議長	担当の金本委員さん、受付番号 44 ですが、申請地の北に隣接している 2 つの土地について、現状はどうなっていますでしょうか。
16 番金本委員	申請地の北に隣接している 2 つの土地については雑木が生い茂り、申請地と同じ原野の状態になっております。
議長	ありがとうございました。 ほかにございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第 6 号「非農地証明申請について」受付番号 42 から 45 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。議案題 6 号「非農地証明申請について」受付番号 42 から 45 の 4 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、承認されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・ 拡大役員会（第 7 回総会終了後開催） ① 庄原市農業政策に関する意見書について ② 地域計画について ○協議事項 ・ 庄原市農業政策に関する意見書について →内容について委員からの意見等無しのため原案のとおり決定 →11 月 19 日に庄原市長、庄原市議会（議長）へ提出 ○今後の主な日程 の報告を行った。
議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんからご質疑、意見等はございますか。 (なしという声)

議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第8回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時55分)
----	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年11月5日

議長
(道下 和子) _____

14 番委員
(田邊 文隆) _____

15 番委員
(瀬尾 憲雅) _____